

キルリアンカメラ購入誓約書

お客様（以下、甲とする）と株式会社マインド・クラフト（以下、乙とする）はキルリアンカメラの売買について、以下のとおり合意する。

1. 甲は乙にキルリアンカメラの制作を依頼し、乙は一般的なキルリアンカメラの機能を作成代行したものである。
2. 甲はキルリアンカメラがなんたるかを知り、実験用器具として乙より譲り受けた。
3. 乙は装置の故障には保証期間内に対応するが、甲が使用中に被った損害については一切弁済しない。
4. 甲が第三者に使用した場合に第三者が被った損害について、乙に責任の追求、被害の求償はできない。
5. 上記の性質上、甲は当該キルリアンカメラを第三者に譲渡、再販はできないものとする。

年 月 日

甲) 住所:
お名前:

乙) 千葉県船橋市印内一丁目10-3
株式会社マインド・クラフト 印